

市内企業の海外市場開拓を促進し、本市経済の国際化・活性化を図るため
海外への販路開拓の経費を助成します

仙台市海外販路開拓チャレンジ支援助成金

対象経費の 2 分の 1 又は 3 分の 2 ・上限 1 0 万円～1 0 0 万円

■期 間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 1 日

※令和 8 年 3 月 1 日までに事業の実施及び経費の支払いが完了するものに限りです。

※予算の執行状況により、予告なく終了する場合がございます。

■対象者

仙台市内に主たる事業所又は事務所を置く中小企業者

- ・同一年度内に本要綱による助成を受けていない方
- ・申請者が個人の場合にあっては、本市の市税を滞納していないこと
- ・申請者が個人以外の場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
- ・みなし大企業（同一の大企業で資本金の 2 分の 1 以上を占めている企業、複数の大企業で資本金の 3 分の 2 以上を占めている企業又は大企業の役職員が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている企業）でないこと
- ・暴力団等と関係を有していない者
- ・公的機関等から同一の経費区分に関する助成を受けていない者

■対象事業

- ・海外販路開拓事前準備及び F S 調査に係る事業
- ・海外への電子商取引等に係る事業
- ・国際見本市出展に係る事業（海外オンライン出展含む）
- ・輸出に係る事業

※仙台市輸出入チャレンジ支援助成金交付要綱（平成29年 4 月 1 日経済局長決裁）及び本要綱による助成金交付回数を合算して通算 5 回を限度とします。

※各事業の対象経費については、裏面をご覧ください。

■助成率・助成上限額

対象経費の 2 分の 1 又は 3 分の 2 で上限 1 0 万円～1 0 0 万円

〔 ジェトロ、中小機構、JICA の支援事業に 採択 されたものについては、最大 1 0 0 万円
申請者が 初めて 海外販路開拓事業に取り組む場合は、条件により 最大 5 0 万円 又は 1 0 0 万円 〕

※条件や、重点産業・重点地域の該当によって助成率や助成上限額が異なります。

※詳細は、<https://www.city.sendai.jp/jigyosuishin/jigyosha/kezai/jigyosho/shien/documents/subsidy.pdf> をご覧ください。

助成金の詳細はコチラから

申込み・
お問合わせ先

担当部署：経済局産業政策部中小企業支援課販路開拓支援係
住 所：〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-6-1仙台パークビル 9 階
電 話：022-214-1005 E-mail：kei008040@city.sendai.jp



助成対象経費について

◇海外販路開拓事前準備およびFS調査に係る事業

経費区分	経費の内容
販促資料等の翻訳費（※注１）	翻訳費、ネイティブチェック費、編集費などに要する経費
自社Webサイト等の宣伝用コンテンツ編集費（※注１）	Webサイト制作費、デザイン費、翻訳費、編集費などに要する経費
商材のローカライズ費（※注１）	翻訳費、海外の文化や法律・規制上不適切な表現の編集費、海外利用および国内利用に適したフォーマットへの編集・変換費
調査委託費（※注２）	調査等の委託に要する経費、海外現地コーディネーター手配に要する経費、通訳費等
旅費（※注３）	航空費、宿泊費、その他
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費

◇海外への電子商取引等に係る事業

経費区分	経費の内容
立ち上げ・運営費用（※注１）	海外向け販売サイトへの出展費用、自社販売サイト制作に係る契約費、宣伝広告・マーケティング費、海外向け販売サイト等の年間利用費
コンテンツ編集費（※注１）	海外向け販売サイト、自社販売サイト作成等の外部委託に係る経費 翻訳費、ネイティブチェック費、編集費、その他プロモーションに係る経費
専門家相談費（※注１）	電子商取引等に関して専門家へ相談する際の経費
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費

◇国際見本市出展に係る事業（海外向けオンライン出展含む）

経費区分	経費の内容
旅費（※注４）	航空費、宿泊費、その他
会場費（※注４）	会場借料及び小間料、展示工事費、助成対象者が独自に行う展示の際に必要な装飾工事費用、電気工事費等、備品使用料、展示ブース内で使用する機器、ショーケース、照明機器等のレンタルに要する経費、登録料など出展に際して係る経費
現地通訳費	出展・商談及び準備・撤去時の現地通訳に要する経費
輸送費	展示会等に出展する出展製品（オンライン出展のためのサンプル輸送費含む）、パンフレット等の輸送に要する経費、輸出入諸費用、保険料等
広報・宣伝活動費	展示ブースで配る自社（製品）パンフレット、展示パネル、資料作成・翻訳などに係る経費、オンライン出展のための広報資料等（製品PR動画作成等含む）（※注５）
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費

◇輸出に係る事業

経費区分	経費の内容
通関費	税関検査、その他通関等に係る経費
輸送に係る経費	商品の輸送料、船積書類、船荷証券等の書類取得に係る経費
輸出検査および証明書発行に係る経費	検疫、放射性物質等の検査および証明書発行に係る経費
保険料費	貿易保険、生産物賠償責任保険等に係る経費
認証取得調査費	認証取得にあたっての国内、国外貿易コンサル等に支払う経費
法務・権利調査費	権利調査、契約書作成、書類翻訳などに係る経費
外部専門家に係る経費	海外販売拡大を目的にコーディネーターや、通訳等に支払う経費
送金に係る経費	送金手数料、為替、信用状作成等に係る経費
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費

※注１ 経済性の観点から原則２社以上から相見積もりを取り、最低価格を提示したものを選定すること。ただし契約の性質上相見積もりを取ることが困難な場合には、その合理的な理由を明らかにした選定理由書を提出すること。

※注２ 公的機関等もしくはその関係者が同行する事業のみ対象とする。

※注３ 公的機関等もしくはその関係者が同行する事業のみ対象とする。また交付決定前に支払いを行っていても、交付決定日以降にFS調査が行われる場合は助成対象とする。ただし審査の結果不交付となった場合は、助成対象とならない。

※注４ 旅費及び会場費については、交付決定前に支払いを行っていても、交付決定日以降に国際見本市が開催される場合は助成対象とする。ただし審査の結果不交付となった場合は、助成対象とならない。

※注５ 当該展示会出展のために、新規に作成したものに限る。